

災害時における食支援活動協力に関する協定

愛媛県において災害時に実施される被災者及び要配慮者に対する食支援活動を充実させるため、災害時における食支援活動に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、愛媛県内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、愛媛県からの支援要請により実施される被災者及び要配慮者に対する食支援活動を充実させるため、相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請等)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するため、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

2 協定締結団体はそれぞれ連絡責任者を定め、連絡責任者を通じて協力の要請を行うものとする。

(協力内容)

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における被災者及び要配慮者に対する食支援活動（オーラルフレイル予防、口腔ケア、誤嚥性肺炎予防、食提供、食形態の調整、避難所環境整備等）
- (2) 災害時における食支援活動に関する多職種連携の推進（ミールラウンド等）
- (3) 災害時における食支援活動に関する研修及び情報の提供
- (4) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

(研修及び情報の提供)

第5条 協定締結団体は、災害時に想定される課題解決を図るため、第4条第3号の規定により、災害時における食支援活動に関する研修及び情報の提供に関し協力を行うものとする。

(費用)

第6条 愛媛県からの支援要請により実施される支援活動において、第4条第1号及び第2号の協力の要した費用は、愛媛県に求償する。

2 第4条第3号及び第4号の協力の要した費用については協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、令和8年2月22日から効力を有するものとし、協定締結団体が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、必要に応じて協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定締結団体の代表者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 2月 22日

愛媛県松山市柳井町2丁目6-2
一般社団法人愛媛県歯科医師会
会 長 西岡 信治



愛媛県松山市柳井町2丁目6-2
一般社団法人愛媛県歯科衛生士会
会 長 川上 三紀



愛媛県松山市三番町4丁目3-9 香川ビル2F
公益社団法人愛媛県栄養士会
会 長 永井 祥子



愛媛県松山市高井町1211番地
松山リハビリテーション病院言語療法科内
一般社団法人愛媛県言語聴覚士会
会 長 林田 聡



愛媛県松山市湊町4丁目1番地7菊池ビル3階
(公益社団法人愛媛県理学療法士会事務所内)
一般社団法人愛媛県災害リハビリテーション支援協会
代 表 藤田 正明

